

## 令和5年度 足立区防災会議 《会議要旨》

### 1. 日時

令和5年12月19日（火）14:00～15:00

### 2. 場所

足立区役所中央館2階庁舎ホール

### 3. 出席者

- (1) 足立区防災会議委員65名中、54名出席（うち7名代理出席）
- (2) 傍聴人9名

### 4. 会議内容

- (1) 会長挨拶（足立区長）
- (2) 基調講演：東京の新しい直下地震の被害想定と足立区に想定された被害と課題  
講 師：東京都立大学・首都大学東京名誉教授 中林 一樹足立区防災会議専門委員

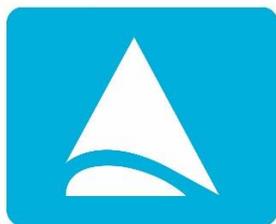
### 5. 議事（進行：足立区長）

以下の（1）から（3）の議事について、足立区防災会議委員の全会一致で承諾をいただき、**可決**となりました。

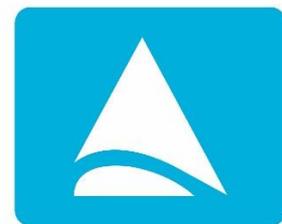
#### 【議事内容等】

<b>【議事】</b> (1) 「足立区地域防災計画」修正方針（案）について	<b>【危機管理部長】</b> 以下の内容を説明。 (1) 修正の目的・ポイント・スケジュールについて
(2) 災害拠点施設再構築の方向性（案）について	<b>【危機管理部長】</b> 以下の内容を説明。 (1) 災害拠点備蓄倉庫と地域内輸送拠点の現状について (2) 災害拠点施設再構築の方向性（案）について
(3) 「地区防災計画」（案）について	<b>【危機管理部長】</b> 以下の内容を説明。 (1) 令和3年度および令和4年度に新規策定及び修正した地区防災計画の承認について

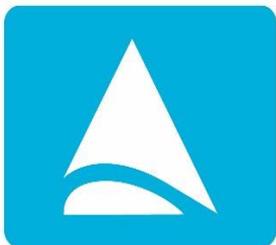
足立区  
ADACHI CITY



足立区  
ADACHI CITY



# 令和5年度 足立区防災会議



足立区  
ADACHI CITY



足立区  
ADACHI CITY

# 次第

## 1 会長挨拶

## 2 基調講演

**「東京の新しい直下地震の被害想定と**

**足立区に想定された被害と課題」**

**東京都立大学・首都大学東京名誉教授**

**中林 一樹 足立区防災会議専門委員**

## 3 議事

**(1) 「足立区地域防災計画」修正方針（案）について**

**(2) 災害拠点施設再構築の方向性（案）について**

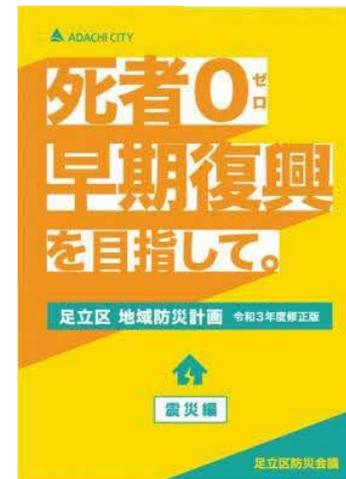
**(3) 「地区防災計画」（案）について**

# 「足立区地域防災計画」

## 修正方針（案）について

## 1 地域防災計画とは

災害対策基本法第42条の規定に基づき、  
防災関係機関による足立区防災会議が策定  
する計画



## 2 本計画の目的

発災後の応急対応にとどまらず、減災の視点で、  
区と防災関係機関、そして区民、事業者等の役割を  
明らかにし、区民の生命、身体及び財産を災害から  
守ること

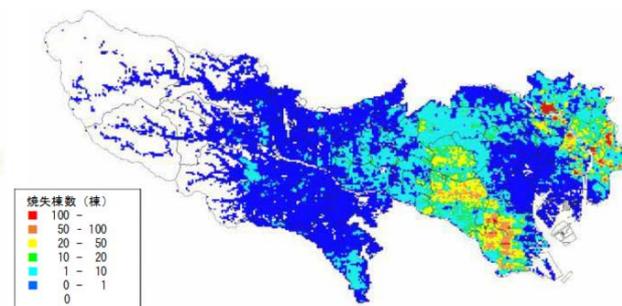
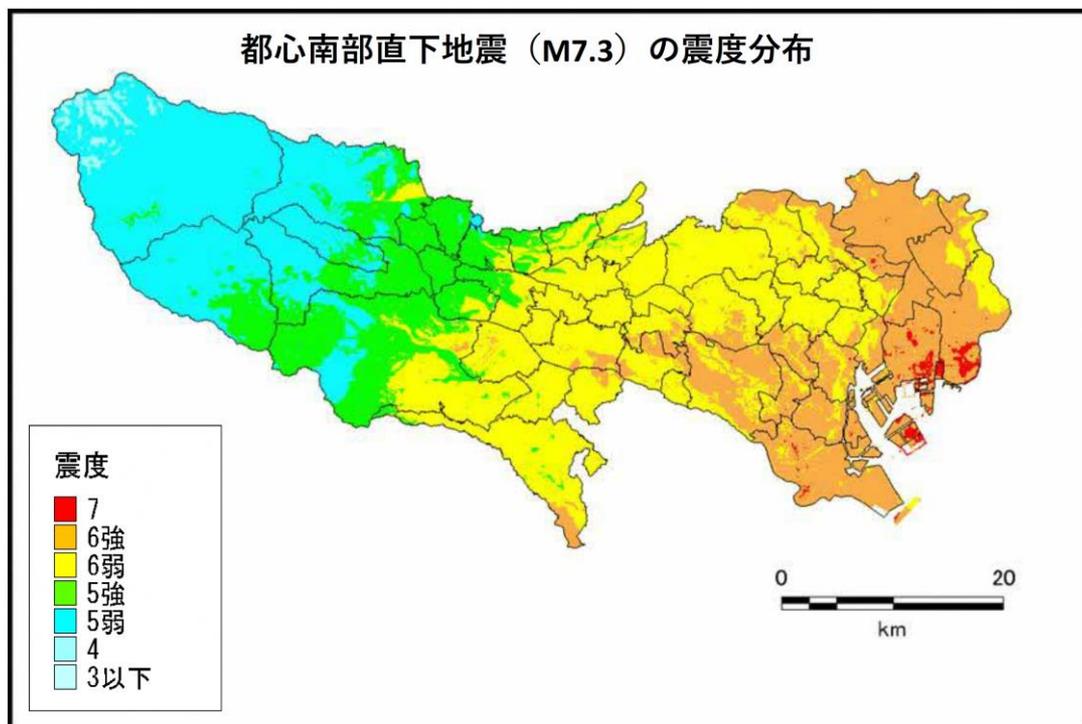
足立区地域防災計画  
（震災編）

### 3 修正を行う理由

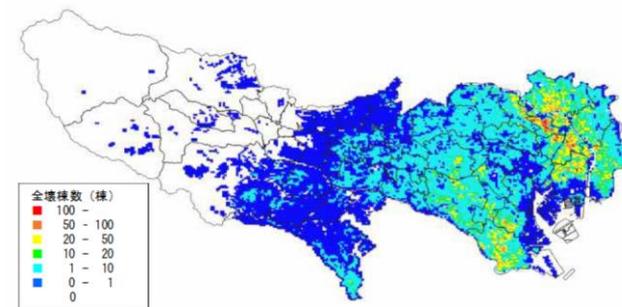
- （1）昨年、10年ぶりに公表された都の被害想定に対する施策を進めていく必要がある。**
- （2）本年に改定された都の地域防災計画との整合を図る。**
- （3）区で検討している重要な防災施策や事業の方針を盛り込む。**

## 4 首都直下地震等による都の新たな被害想定

- (1) 令和4年5月、都が新たな「首都直下地震等による東京の被害想定」を発表
- (2) 被害想定の対象が「東京湾北部地震」から「**都心南部直下地震**」に変更
- (3) **震度6強以上の範囲は都内区部の約6割**に広がる



焼失棟数分布



全壊棟数分布

# 見直し後の足立区の被害想定

-東京都による試算データから-

被災種別	平成24年公表 (東京湾北部地震)	令和4年公表 (都心南部直下地震)	差分	令和4年の順位＝被害・人数が大きいほうから ※( )内は平成24年の順位					備考
				足立 (2)	大田 (1)	江戸川 (4)	江東 (5)	世田谷 (9)	
全壊棟数	10,082棟	11,952棟	1,870棟	足立 (2)	大田 (1)	江戸川 (4)	江東 (5)	世田谷 (9)	
焼失棟数	16,124棟	13,546棟	▲2,578棟	世田谷 (3)	大田 (1)	江戸川 (6)	足立 (5)	杉並 (2)	
死者	712人	795人	83人	足立 (3)	大田 (1)	世田谷 (5)	江戸川 (6)	江東 (10)	
負傷者	9,033人	8,507人	▲526人	足立 (5)	江東 (3)	大田 (1)	世田谷 (8)	江戸川 (7)	
避難者	280,862人	286,932人	6,070人	大田 (1)	足立 (3)	江戸川 (2)	世田谷 (4)	江東 (5)	
帰宅困難者	107,115人	44,303人	▲62,812人	千代田 (1)	港 (2)	新宿 (3)	中央 (4)	渋谷 (5)	足立 20位 (13)

全壊棟数、死者数、負傷者数は23区最大

## 前回より被害想定が大きくなった要因

-東京都による試算データから-

要因  
①

前回と想定震源域が異なる

H24 東京湾北部地震  
R4 都心南部直下地震

要因  
②

東京都が新たな地盤データ  
を用いて試算した

区内の「震度6強以上の範囲」が広がり、死者等の想定数が増加した

ただし、平成24年の想定震源域で推計すると、足立区は改善している（東京都提供の資料から引用）

	東京湾北部地震（H24）	東京湾北部地震（R4）	増減
全壊棟数	10,082棟	7,020棟	▲3,062棟
焼失棟数	16,124棟	4,182棟	▲11,942棟
死者数	712人	388人	▲324人

## 東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）の概要

### 修正の目的

新たな被害想定で明らかになった震災リスクから、都民の命と暮らしを確実に守るため、東京の総力を挙げて防災対策を進める上での羅針盤となる地域防災計画（震災編）を修正

### 新たな被害想定（R4.5）の概要

- ▶ 強い揺れや火災によって、甚大な人的・物的被害が発生

最大死者数：約6.1千人 最大建物被害：約19.4万棟等（都心南部直下地震）

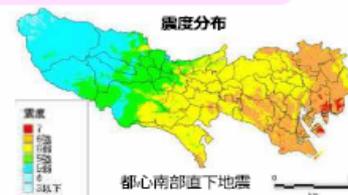
- ▶ 都民の身の回りに起こりうる被害の様相（定性シナリオ）を提示

ライフラインの途絶や避難所生活の環境悪化、復旧までのプロセスなど、発災後から時間の経過とともに、身の回りに起こりうる事態を災害シナリオとしてわかりやすく提示

- ▶ 今後の防災・減災対策の推進による被害軽減効果を推計

住宅の耐震化や家具等の転倒・落下防止対策、出火防止・初期消火対策などの対策を進めることによる人的・物的被害の軽減効果等を初めて推計

前回の被害想定から  
人的・物的被害は3～4割程度減少



対策	被害軽減効果
住宅の耐震化	6割～8割程度
出火防止対策	7割～9割程度

防災・減災対策の推進による被害軽減効果

### 修正のポイント

Point.1 ▶ 10年間の変化等を踏まえた課題と解決に向けた基本認識

Point.2 ▶ 3つの視点と分野横断的視点に基づく減災目標の設定

Point.3 ▶ 減災目標とその達成に向けた指標及び主な取組

## 5 修正スケジュール（予定）

### 令和5年度

令和5年12月

令和5年度防災会議

関係機関に修正の有無を確認依頼

### 令和6年度

令和6年6月頃

計画修正の素案完成

7月頃

パブリックコメント

東京都への意見照会

令和7年2月頃

令和6年度防災会議

修正案を提案

**災害拠点施設再構築の**

**方向性（案）について**

## 1 災害拠点備蓄倉庫

災害に備えた食糧や資機材等を備蓄している大規模な倉庫

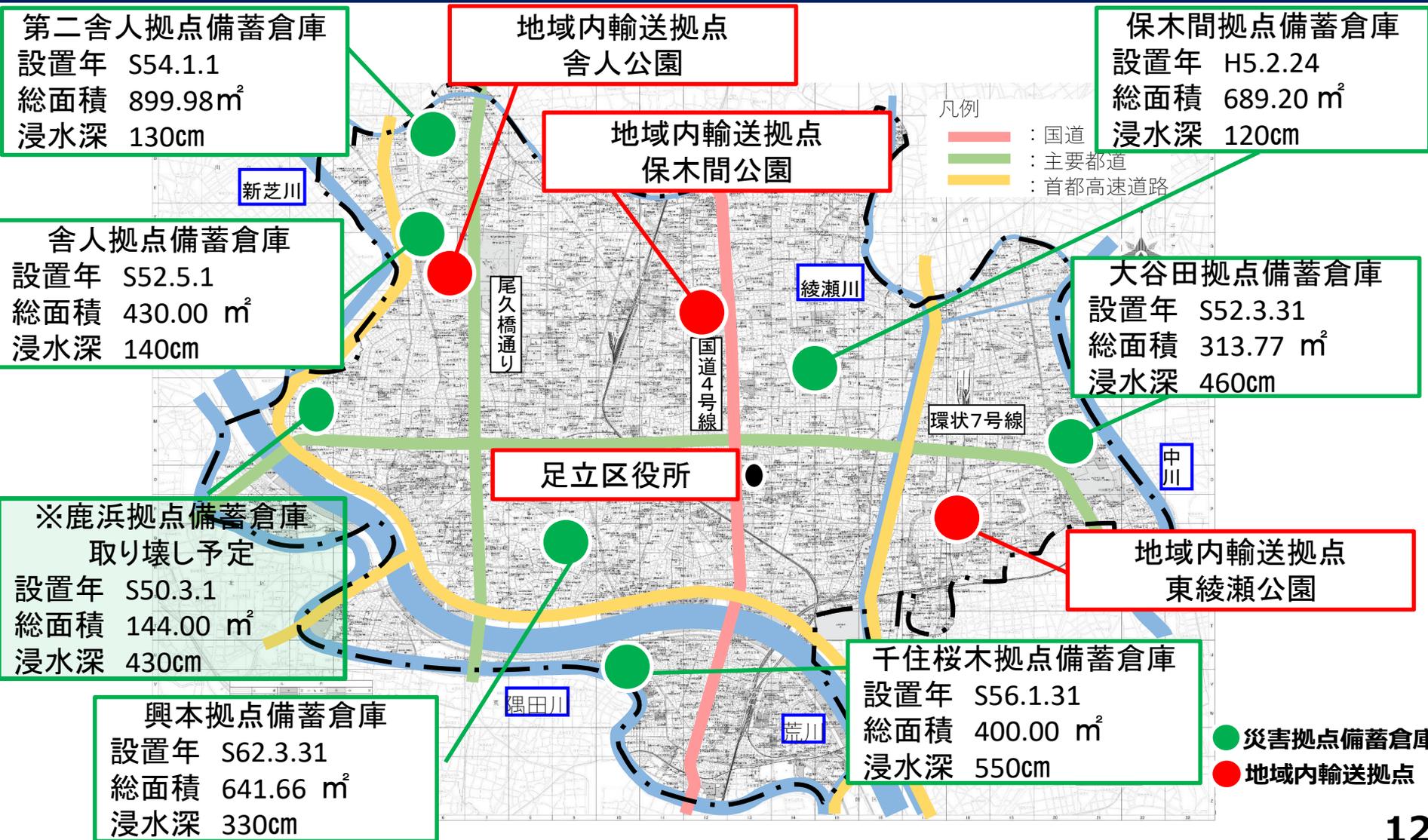
課 題	改 善
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 建物の老朽化</li> <li>② 浸水リスク（保木間除く）</li> </ul>	7か所から3か所に集約

## 2 地域内輸送拠点

国や都からの支援物資の受入れ、配分等を行う物資集積場所

課 題	改 善
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 物資が風雨にさらされる</li> <li>② 風雨の中で作業を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 屋内の施設に順次移行を検討</li> <li>② 他のエリアにも設けるか否かを検討</li> </ul>

# 【現在】 災害拠点備蓄倉庫と地域内輸送拠点について



# 【将来】 災害拠点施設再構築の方向性（案）について

災害拠点備蓄倉庫  
旧入谷南小学校跡地

災害拠点備蓄倉庫  
保木間拠点備蓄倉庫

地域内輸送拠点  
旧入谷南小学校跡地

地域内輸送拠点  
舎人公園

■ 災害拠点備蓄倉庫  
7→3に集約

■ 地域内輸送拠点  
屋内の施設に順次移行を検討

凡例  
— : 国道  
— : 主要都道  
— : 首都高速道路

災害拠点備蓄倉庫  
区内東部の中川エリアで選定

地域内輸送拠点  
東綾瀬公園

地域内輸送拠点  
保木間公園

# 「地区防災計画」 (案) について

# 1 地区防災計画とは

平成25年の災害対策基本法改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する計画

## 2 地区防災計画案の承認について（別紙参照）

（1）令和3年度新規策定及び修正した計画

（2）令和4年度新規策定及び修正した計画

### 【災害対策基本法 第42条の2】

- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

### 3 策定支援の目標

東京都都市整備局が公表する「地震に関する地域危険度測定調査」で地震による危険度ランク5及び4と判定された地区を対象に策定の支援をしている。

#### 【地区防災計画の策定状況】

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
新規策定地区数	2	7	10	10	11	6	18	15	11
計画修正地区数	—	—	—	2	7	0	8	11	11